

社会福祉法人 さぼうとにじゅういち 事務局の組織に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さぼうと21（以下「法人」という。）の事務局の組織および事務の決済等の事務処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局長)

第2条 事務局に事務局長を置く。

- 2 理事長は、理事会の同意を得て事務局長を任命する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受けて法人の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(事務局長の専決事項)

第3条 理事長の権限に属する事項の内、次に掲げる事項は事務局長に専決させる。

方針の決定している事業の運営及び事務の執行に関すること

- (1) 嘱託職員やパートタイム職員の任免、進退及び賞罰等の人事に関すること
- (2) 職員の事務掌握に関すること
- (3) 職員の規程等に基づく手当の支給を決定すること
- (4) 職員の出張命令及びその復命を受けること
- (5) 職員の休暇及び含むに関すること
- (6) 法人運営に係る軽易な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること
- (7) 法人運営に係る補助金等の申請及び請求等に関すること
- (8) 寄付の受け入れに関すること
- (9) 1件70万未満の歳出予算を執行し、契約（協議及び協定を含む）を締結すること

(代 決)

第4条 事務局長が不在の時は、事務局次長若しくはあらかじめ事務局長が指定した者が代決することが出来る。本庄に規定する代決は、予め処理の方針が示された事項又は緊急に決済する必要がある事項に限りそれをすることが出来る。

(附 則)

この規程は、平成24年10月23日から施行する。